

東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業

実施方針

令和5年11月

東紀州環境施設組合

東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業

実施方針

《目 次》

第1章	事業内容に関する事項	1
1	事業名	1
2	本事業の対象となる公共施設等の種類	1
3	公共施設等の管理者	1
4	一般事項	1
5	本施設の概要	3
6	事業方式等	3
7	契約の形態	3
8	事業期間	3
9	事業期間終了後の措置	4
10	事業の対象となる業務範囲	4
11	事業者の収入	5
12	組合が適用を予定している交付金について	5
13	関係法令等の遵守	5
14	事業スケジュール（予定）	5
第2章	募集及び選定に関する事項	6
1	事業者の募集及び選定方法	6
2	募集及び選定の手順	6
3	入札参加資格要件	7
4	応募者の審査及び落札者の選定	11
5	落札後の手続き	12
第3章	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	12
1	想定されるサービスの水準・仕様	12
2	想定されるリスクの分担	12
3	組合による事業の実施状況の監視	13
4	地元雇用や地元企業の活用	13
第4章	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	13
1	事業実施区域面積及び配置	13
2	都市計画事項	13
第5章	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	13
1	係争事由に係る基本的な考え方	13
2	管轄裁判所	13
第6章	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	14
1	事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	14
2	組合の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	14
3	当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	14
4	その他	14

第7章 その他本事業の実施に関し必要な事項	14
1 議会の議決	14
2 情報提供	14
3 応募に伴う費用負担	15
4 本実施方針に関する担当部署	15

実施方針添付資料

- 実施方針添付資料－1 事業実施区域
- 実施方針添付資料－2 事業スキーム図（案）
- 実施方針添付資料－3 役割分担概念図
- 実施方針添付資料－4 リスク分担（案）

用語の定義

東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業実施方針で用いる用語を次のとおり定義する。

- 組 合：東紀州環境施設組合をいう。
- 5 市 町：尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町の2市3町をいう。
- 本 事 業：東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業をいう。
- 本 施 設：本事業において設計・建設され、運営されるエネルギー回収型廃棄物処理施設をいい、工場棟（管理諸室を含む。）、計量棟のほか、駐車場、構内道路、配管、構内サイン、構内照明、植栽等の事業実施区域内の設備、建築物及びこれらの付帯設備を含めていう。
- 本 工 事：本施設の設計・建設業務をいう。
- プ ラ ン ト：本施設のうち、処理対象物の処理に必要な全ての設備（機械設備、電気設備及び計装設備を含む。）を総称していう。
- 建 築 物 等：本施設のうち、プラントを除く設備及び建築物（駐車場、構内道路等を含む。）を総称していう。
- D B O 方 式：Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を民間事業者に一括して委ねる公設民営方式の事業手法をいう。
- 事 業 者：組合と事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。また、建設事業者と運営事業者を総称していう。
- 建 設 事 業 者：組合と設計・建設工事請負契約を締結する者で、本工事を行う事業者をいう。
- 運 営 事 業 者：組合と運営業務委託契約を締結する者で、本施設の運営業務を行う事業者をいう。
- 事 業 実 施 区 域：本事業を実施する区域をいう。
- 基 本 協 定：事業者の選定後、本事業開始のための準備行為等の基本的事項等について、組合と落札者の間で締結される協定をいう。

基本契約：事業者に本事業を一括で発注するために、組合と建設事業者及び運営事業者で締結する契約をいう。

設計・建設工事請負契約：本事業の設計・建設業務の実施のために、基本契約に基づき、組合と建設事業者が締結する契約をいう。

運營業務委託契約：本事業の運營業務の実施のために、基本契約に基づき、組合と運営事業者が締結する契約をいう。

事業契約：本事業に係る基本契約、設計・建設工事請負契約及び運營業務委託契約の総称をいう。

地方公共団体：地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に定められている普通地方公共団体（都道府県及び市町村）及び特別地方公共団体（特別区、地方公共団体の組合及び財産区）をいう。

応募者：本事業の入札手続に参加する複数企業で構成されるグループをいう。

代表企業：応募者のうち、代表して応募手続等を行う企業をいう。

構成企業：応募者を構成する企業をいう（代表企業を含む）。

構成員：特別目的会社を設立する場合において、構成企業のうち、特別目的会社に出資を行う企業をいう。

協力企業：特別目的会社を設立する場合において、構成企業のうち、特別目的会社に出資を行わない企業をいう。

事業者選定委員会：東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会設置要綱（令和5年5月1日告示第6号）に基づき、組合が設置する東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会のことをいう。

落札者：事業者選定委員会から最優秀提案者の選定を受けて、事業契約の締結を予定する者として組合が決定した応募者をいう。

特別目的会社：本施設の運營業務の実施のみを目的として設立される株式会社をいう。SPCともいう。

入札説明書：本事業の入札に参加する者に対して、組合が事業条件、参加手続

等を説明するための書類をいう。

入札説明書等：本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、要求水準書、事業契約書案、落札者決定基準等の書類をいう。

設計・建設業務：本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。

運営業務：本事業のうち、本施設の運営に係る業務をいう。

本施設の要求性能：組合が定めた要求水準書（設計建設業務編）及び建設事業者が策定した事業提案書が定める、本施設が備えているべき性能及び機能をいう。

搬入可能物：本施設で受け入れるものをいう。

処理対象物：搬入可能物のうち、本施設で処理するものをいう。

処理困難物：搬入可能物のうち、本施設では処理せずに外部処理委託又は最終処分するものをいう。

交付金：循環型社会形成推進交付金をいう。

第1章 事業内容に関する事項

1 事業名

東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業

2 本事業の対象となる公共施設等の種類

エネルギー回収型廃棄物処理施設

3 公共施設等の管理者

東紀州環境施設組合 管理者 加藤 千速

4 一般事項

三重県の東紀州地域に位置する尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町の2市3町（以下「5市町」という。）では、ごみ処理施設の老朽化等に伴い、ごみ処理の広域化・集約化に向けた検討が続けられてきた。令和3年4月には5市町を構成市町とする組合が設立され、5市町による新ごみ処理施設（「以下「本施設」という。）を組合において整備・運営していくこととなった。

本事業は、組合が令和5年2月に策定した「東紀州広域ごみ処理施設整備基本計画」において掲げた6つの施設整備基本方針のもとで本施設を整備・運営することにより、処理対象物の適正処理、生活環境の保全、有害物質のさらなる削減を図るとともに、循環型社会形成の推進を図ることを目的とする。なお、6つの施設整備基本方針は、次に示すとおりである。

【施設整備基本方針】

新ごみ処理施設の整備にあたっては、広域ごみ処理施設整備基本構想（令和2年11月以下、「基本構想」という。）で掲げられた基本方針を踏襲し、施設整備を進めることとする。

(1) 安全・安心で信頼性の高い施設

生活環境の保全に万全を期すとともに、廃棄物の適正処理を維持するため、安全かつ安定的な稼働が可能な施設とする。

(2) 環境にやさしく、地域と調和した施設

地球温暖化防止に向け、環境負荷を低減するとともに、有害物の排出を抑制し周辺環境保全に努める。

(3) 循環型社会形成に寄与する施設

エネルギー回収や資源リサイクルを推進し、循環型社会形成に寄与するとともに、環境学習を通じて環境意識の啓発ができる施設とする。

(4) 経済性に優れた施設

処理方式や発注方式を最適化し、施設整備費と運営費を含むライフサイクルコストを低減する施設とする。

(5) 災害に強い施設

津波等の災害に対応するため、耐震性・耐水性に備えた強靱な施設とするとともに災害時の廃棄物処理にも対応可能な施設とする。

(6) 長期にわたり健全で寿命の長い施設

「ストックマネジメント」を導入し、効率的な保全管理を行うことで施設機能を適正に維持する。また、長寿命化を図ることで施設のライフサイクルコストを低減する。

5 本施設の概要

本施設の概要を次に示す。

項目	概 要		
事業実施場所	三重県尾鷲市矢浜真砂地内		
事業実施区域	「実施方針添付資料－1 事業実施区域」参照		
本施設	工場棟	① 処理対象物	① 可燃ごみ ② 可燃性粗大ごみ ③ 脱水汚泥 ④ その他（災害廃棄物等）
		② 炉形式	全連続燃焼式ストーカ炉
		③ 施設規模	64 t/24h (32 t/24h×2 炉) ※
	計量棟	① 形式	ロードセル式（4点支持式）
		② 数量	3基以上 (入口用2基以上、出口用1基以上)
	その他 関連施設等	管理棟（工場棟と合棟、別棟いずれも可とする。）、洗車場、駐車場、調整池、構内道路、構内サイン、構内照明、植栽、その他	

※施設規模は、環境省通知を受けて今後変更する可能性がある。

6 事業方式等

本事業における施設の整備・運営はDBO方式により実施する。

事業者のうち、建設事業者は本施設の設計・建設業務を行う。また、運営事業者は、20年間の運営期間にわたって、本施設の運営業務を実施する。

7 契約の形態

- (1) 組合は、落札者と基本契約、設計・建設工事請負契約及び運営業務委託契約の締結に向けた双方の協力義務等を規定した基本協定を速やかに締結する。
- (2) 組合は、事業者と相互に協力し本事業を円滑に実施するため本事業に係る基本契約を締結する。
- (3) 組合は、基本契約に基づいて、建設事業者と本事業に係る設計・建設工事請負契約を締結する。
- (4) 組合は、基本契約に基づいて、運営事業者と本事業に係る運営業務委託契約を締結する。なお、組合は、運営事業者として特別目的会社の設立を義務付けていないが、特別目的会社の設立を妨げるものではない。
- (5) 事業契約の締結主体を「実施方針添付資料－2 事業スキーム図(案)」に示す。

8 事業期間

事業期間は次のとおりとする。

- (1) 設計・建設期間：事業契約締結日から令和10年3月まで

(2) 運営期間 : 令和10年4月から令和30年3月まで (20年間)

9 事業期間終了後の措置

組合は本施設を30年以上にわたって使用する予定であり、事業者は30年以上の使用を前提として設計・建設業務及び運営業務を行うこと。また、事業者は、事業期間終了時に本施設を組合の定める明け渡し時における本施設の要求水準を満足する状態に保って、組合に引継ぐものとする。本施設の事業期間終了時の措置について、運営開始後15年目（令和24年度）の時点において、組合及び事業者は協議を開始するものとする。

10 事業の対象となる業務範囲

本事業において事業者及び組合が行う事業の範囲は次のとおりとする（「実施方針添付資料－3 役割分担概念図」参照）。なお、各項目の詳細については入札説明書等に示す。

(1) 事業者が行う業務

ア 本施設の設計に関する業務

(ア) 本施設の設計

- (イ) 組合が提示する調査結果以外に必要な事前調査
- (ロ) 組合の交付金申請支援
- (ハ) 設計に係る許認可申請等
- (ニ) その他これらを実施する上で必要な業務

イ 本施設の建設に関する業務

(ア) 本施設の建設

- (イ) 近隣対応（事業者が実施する業務に関連するもの）
- (ロ) 建設工事に係る許認可申請等
- (ハ) その他これらを実施する上で必要な業務

ウ 本施設の運営に関する業務

(ア) 運転管理業務

- (イ) 維持管理業務
- (ロ) 測定管理業務
- (ハ) 防災等管理業務
- (ニ) 運営関連業務（行政視察対応の支援も含む。）
- (ホ) 情報管理業務
- (ヘ) 近隣対応（事業者が実施する業務に関連するもの）
- (ニ) その他これらを実施する上で必要な業務

(2) 組合及び5市町が行う業務

ア 本施設の設計・建設に関する業務

- (ア) 近隣対応（事業者が実施する業務以外）【組合】
- (イ) 本施設の交付金申請手続【組合】
- (ロ) 本施設の設計・建設モニタリング【組合】

- (エ) その他これらを実施する上で必要な業務【組合】
- イ 本施設の運営に関する業務
 - (ア) 本施設への搬入可能物の搬入【5市町】
 - (イ) 焼却主灰、飛灰処理物及び処理困難物の運搬【組合】
 - (ロ) 焼却主灰、飛灰処理物及び処理困難物の資源化又は最終処分【組合】
 - (エ) 近隣対応（事業者が実施する業務以外）【組合】
 - (オ) 行政視察対応【組合】
 - (カ) 運営モニタリング【組合】
 - (キ) その他これらを実施する上で必要な業務【組合】

1.1 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりとし、詳細は入札説明書等において示す（「実施方針添付資料－3 役割分担概念図」参照）。

- (1) 本施設の設計・建設業務に係る対価
組合は、本施設の設計・建設業務の対価として、施設整備費を建設事業者を支払う。
- (2) 本施設の運営業務に係る対価等
組合は、本施設の運営業務の対価として、運営業務委託費を運営事業者を支払う。

1.2 組合が適用を予定している交付金について

組合は、本事業の実施に関して、循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）の適用を予定している。交付金の申請等の手続は組合において行うが、建設事業者は申請手続に必要な書類の作成等について組合を支援するものとする。

1.3 関係法令等の遵守

組合及び事業者は、本事業を実施するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）を始め、必要な関係法令、条例、規則、要綱等を遵守しなければならない。

1.4 事業スケジュール（予定）

- | | |
|---------------|-----------------------|
| (1) 落札者の決定 | 令和6年7月下旬 |
| (2) 基本協定締結 | 令和6年7月下旬 |
| (3) 仮契約の締結 | 令和6年9月上旬 |
| (4) 契約議案の議会議決 | 令和6年9月 |
| (5) 事業契約の締結 | 令和6年9月 |
| (6) 本施設の設計・建設 | 契約締結日～令和10年3月 |
| 本施設の運営 | 令和10年4月～令和30年3月（20年間） |

第2章 募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

本事業では、応募者が本事業の入札公告に際して配布する入札説明書等に示す入札参加資格要件を満たしており、かつ応募者の提案内容が技術的観点等から組合の要求水準を満足することが見込める内容であることを前提として、落札者を決定する。なお、落札者の決定は、公平性、透明性の確保の観点から、総合評価一般競争入札方式により行う。

2 募集及び選定の手順

(1) 募集及び選定スケジュール（予定）

募集及び選定スケジュールは次のとおり予定している。

内 容	日 程
① 実施方針等の公表	令和5年11月21日（火）
② 実施方針等に関する質問・意見の受付期限	令和5年12月5日（火）
③ 実施方針等に関する質問回答の公表	令和5年12月27日（水）
④ 入札公告及び入札説明書等の公表・交付	令和6年2月上旬
⑤ 現地説明会申込受付期限	令和6年2月上旬
⑥ 第1回入札説明書等に関する質問受付期限 【入札参加資格に関する質問】	令和6年2月上旬
⑦ 現地見学会	令和6年2月中旬
⑧ 第1回入札説明書等に関する質問受付期限 【入札参加資格以外に関する質問】	令和6年2月中旬
⑨ 第1回入札説明書等に関する質問回答の公表 【入札参加資格に関する質問への回答】	令和6年2月下旬
⑩ 入札参加資格審査書類受付期限	令和6年3月上旬
⑪ 第1回入札説明書等に関する質問回答の公表 【入札参加資格以外に関する質問への回答】	令和6年3月上旬
⑫ 入札参加資格審査結果の通知	令和6年3月中旬
⑬ 対面的対話用資料受付期限	令和6年3月中旬
⑭ 対面的対話	令和6年4月上旬
⑮ 第2回入札説明書等に関する質問受付期限	令和6年4月中旬
⑯ 第2回入札説明書等に関する質問回答の公表	令和6年4月下旬
⑰ 事業提案書及び入札書の受付	令和6年5月中旬
⑱ ヒアリング及び開札予定日	令和6年7月中旬
⑲ 落札者決定及び公表	令和6年7月下旬
⑳ 基本協定締結	令和6年7月下旬
㉑ 事業契約仮契約締結	令和6年9月上旬
㉒ 事業契約本契約締結	令和6年9月下旬

(2) 実施方針等に関する質問及び意見の受付並びに回答

本実施方針等についての質問及び意見は、下記のとおり受付及び回答を行う。

ア 受付期間

本実施方針公表日から令和5年12月5日（火）午後5時までとする。

イ 提出方法

本実施方針と同時にホームページに公表する別添様式（Microsoft Excel 形式）に記入のうえ、そのファイルを E-mail に添付し送付する。

(ア) 送付先

東紀州環境施設組合

(イ) E-mail

higashikishu-k5@gaea.ocn.ne.jp

(ウ) タイトル

「(提出者名)－実施方針等に関する質問、意見」

(エ) 到達の確認方法

質問、意見書を提出した者に対して、組合が到達確認メールを返信する。

ウ 回答の公表

令和5年12月27日（水）午後5時までにホームページにて公表する。

(3) 入札公告（入札説明書等の公表）

入札公告は、令和6年2月上旬に行い、併せて入札説明書等を公表する。

3 入札参加資格要件

応募者は、次の資格要件を全て満たすものとする。また、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

(1) 応募者の構成

ア 応募者は、設計・建設業務及び運營業務を実施する予定の複数企業によるグループで構成する。

イ 特別目的会社を設立する場合には、応募者は、本事業の設計・建設業務又は運營業務を行う企業のうち、構成員及び協力企業から構成されるものとする（構成員のみで構成することも可能）。

ウ 応募者は、構成企業の中から「(2)イ(ア) 本施設のプラントの設計・建設業務を行う者の要件」をすべて満たす1者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。

エ 応募者は、本事業の実施に際して、設計・建設業務及び運營業務のうち、主たる業務を請負又は受託する構成企業を定めることができる。ただし、本施設のプラントの設計・建設の主たる業務は、代表企業が行うこと。

オ 構成企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りではない。

カ 構成企業は、他の応募者の構成企業となることはできない。

キ 構成企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の構成

企業となることは認めない。なお、「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

(7) 資本関係がある場合

次の a 又は b のいずれかに該当する 2 者の場合。

- a 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条4号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係がある場合

次の a 又は b のいずれかに該当する 2 者の場合。なお、次でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ロ) その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

ク その他、上記(7)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合、構成企業が、複数の企業等で構成されるものである場合には、これらを構成するものについても他の応募者の構成企業となることはできない。

ケ 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 応募者の入札参加資格要件

応募者は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

ア 共通の入札参加資格要件

5市町のいずれかの入札参加資格者名簿に登録されている者。

イ 各業務を行う者の要件

(7) 本施設のプラントの設計・建設業務を行う者の要件

本施設のプラントの設計・建設業務を行う者は代表企業とし、次の要件を全て満たすこと。

- a 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づき清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。
- b 5市町のいずれかの入札参加資格者名簿において、清掃施設工事に登録されていること。
- c 次の要件を全て満たす地方公共団体から発注された一般廃棄物焼却施設の新設整備事業を元請として受注し、竣工した実績を有すること。
 - ① 平成25年度以降に竣工した施設
 - ② 全連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式はストーカ式焼却炉に限る）

③ DBO方式による事業

d 建設業法（昭和24年法律第100号）における清掃施設工事に係る監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。なお、監理技術者は、当該企業と直接的な雇用関係にある者であること。

(イ) 本施設の建築物等の設計業務を行う者の要件

本施設の建築物等の設計業務を行う者は、本施設のプラントの設計・建設業務を行う者又は建築物等の建設業務を行う者のうち、次の要件を全て満たす企業であること。

a 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。

b 5市町のいずれかの入札参加資格者名簿において、建築一般に登録されていること。

c 地方公共団体から発注された一般廃棄物焼却施設の新設整備事業における建築物等の設計を一括して実施した実績（下請けも可とする。）を有すること。

(ロ) 本施設の建築物等の建設業務を行う者の要件

本施設の建築物等の建設業務を行う者は、複数の構成企業とし、少なくとも1社はa、b及びcを満たすこととする。また、少なくとも1社はb、d及びeを満たす企業であることとする。

a 建設業法第3条第1項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

b 5市町のいずれかの入札参加資格者名簿において、建築一式工事に登録されていること。

c 地方公共団体から発注された一般廃棄物焼却施設の新設整備事業における建築物等の施工を一括して実施した実績（下請けも可とする。）を有すること。

d 5市町のいずれかに本店があること。

e 建設業法第3条第1項に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評価値が600点以上であること。

(ハ) 本施設の運營業務を行う者の要件

本施設の運營業務を行う者は、代表企業又は代表企業を含む複数の構成企業とし、少なくとも1社は次の要件を全て満たすこと（代表企業のみの場合、代表企業が次の要件を全て満たすこと。）。

a 次の要件を全て満たす地方公共団体から発注された一般廃棄物焼却施設の運転管理業務を元請として受注（当該事業における特別目的会社からの直接受託を含む。）し、1年以上の運転管理業務実績を有すること。

① 平成25年度以降に竣工した施設

② 全連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式はストーカ式焼却炉に限る）

b 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有し、現場総括責

任者（施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者）としての経験・実績を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後2年間以上配置できること。

(3) 応募者の制限

次に該当する者は、応募者となることはできない。

ア 5市町のいずれかから資格（指名）停止措置を受けている者

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者

エ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者

オ 会社法第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者

カ 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者

キ 民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者

ク 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）がなされている者

ケ 東紀州環境施設組合の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（令和3年4月1日告示第1号）の措置要件に該当すると認められる者

コ 組合が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者

・東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業者選定支援業務の受託者

八千代エンジニアリング株式会社

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

サ 事業者選定委員会の委員が所属する企業

(4) 入札参加資格の確認

ア 入札参加資格確認基準日は、入札参加資格審査書類提出期限日とする。

イ 入札参加資格確認基準日の翌日から落札者決定日までの間に応募者の代表企業が(2)の入札参加資格要件を欠くこととなる事態が生じた場合又は(3)に該当することとなる事態が生じた場合には、組合は当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外する。また、落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に応募者の代表企業が(3)のイからシに該当することとなる事態が生じた場合には、組合は当該応募者との事業契約締結を行

わない。

ウ 入札参加資格確認基準日の翌日から落札者決定日までの間に応募者の代表企業以外の構成企業が(2)の入札参加資格要件を欠くこととなるおそれが生じた場合又は(3)に該当することとなる事態が生じた場合には、速やかに組合へ申出を行い、内容がやむを得ない事情である場合に限り、組合の許可のうえ代表企業以外の構成企業の変更を認めるものとする。なお、(3)のアについて、資格(指名)停止期間前までに申し出た場合には、組合はその事情等を考慮し、資格(指名)停止開始後であっても代表企業以外の構成企業の変更を認める場合がある。

エ 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に応募者の代表企業以外の構成企業が(3)のイからシに該当することとなる事態が生じた場合には、速やかに組合へ申出を行い、内容がやむを得ない事情である場合に限り、組合の許可のうえ代表企業以外の構成企業の変更を認めるものとする。

4 応募者の審査及び落札者の選定

(1) 審査機関

組合は、応募者の事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施する機関として、事業者選定委員会を設置した。応募者から提出された事業提案書の審査については、審査委員会が行う。

本実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について組合が設置する事業者選定委員会の委員に対し、事業提案書の審査に関して自己の有利になる目的のための接触等の働きかけを行った者は失格とする。

事業者選定委員会委員

委員名	所属・役職
高橋 正昭	四日市大学研究機構環境技術研究所 研究員
深草 正博	皇學館大学名誉教授
濱田 雅巳	公益社団法人 全国都市清掃会議 技術指導部長
古川 万	公益財団法人 三重県建設技術センター 常務理事
中島 伸幸	三重県環境生活部環境共生局 資源循環推進課長

(2) 審査の手順及び方法

ア 入札参加資格審査

入札参加資格審査に当たっては、参加表明時に提出する入札参加資格審査に関する提出書類について審査を行い、入札参加資格要件を確認する。

イ 事業提案審査

事業提案審査に当たっては、あらかじめ設定した審査事項に従って、審査機関において事業提案書類の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案者を選定する。

ウ 審査事項

審査事項は、入札公告時に公表する落札者決定基準に示すとおりとする。

エ 審査結果

審査の結果については、各応募者へ通知するほか、落札者の決定及び審査講評を組合ホームページに掲載する。

5 落札後の手続き

(1) 基本協定の締結

落札者決定後速やかに、組合と落札者は、事業契約の締結に向けた相互の協力義務等について規定した基本協定を締結する。

(2) 契約内容に関する協議

組合と落札者は、基本協定に基づき事業契約の趣旨・解釈を明確化するための協議を行うものとする。

(3) 特別目的会社の設立（特別目的会社を設立する場合）

特別目的会社を設立する場合、落札者は、落札者決定後より仮契約締結までに、速やかに特別目的会社を設立しなければならない。なお、特別目的会社は、次の要件を全て満たさなければならない。

ア 運営事業者の本店所在地は、尾鷲市内とすること。なお、本施設所在地を特別目的会社本店所在地として登記することはできない。

イ 応募者のうち、代表企業の議決権付普通株式の保有割合は、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。

ウ 運営事業者の定款において、会社法第326条第2項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を組合に提出すること。

エ 運営事業者の株主は、組合の同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

第3章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 想定されるサービスの水準・仕様

事業者は、入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本事業の入札説明書等に示す本施設等の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、設計・建設業務及び運営業務を行うものとする。

2 想定されるリスクの分担

(1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、組合と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものである。設計・建設業務及び運営業務に伴うリスクは、原則として事業者が負うものとするが、組合が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、組合がリスクを負うこととする。

(2) 想定されるリスクの分担

組合と事業者のリスク分担は、原則として「実施方針添付資料－4 リスク分担（案）」によるものとする。なお、その詳細については、入札説明書等において示す。

3 組合による事業の実施状況の監視

組合は、事業者が実施する本施設の設計・建設及び運営段階におけるすべての業務について監視を行う。監視の方法、内容等については、入札説明書等に定める。

また、事業者の提供する施設の設計・建設業務及び運営業務に係るサービスが十分に達せられない場合、組合は、事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出・実施を求めるとともに、対価の支払額を減額することができる。

4 地元雇用や地元企業の活用

事業者は、設計・建設業務及び運営業務の実施に当たり、5市町の住民を対象とした雇用に配慮するとともに、5市町のいずれかに本店がある企業を積極的に活用すること。

第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 事業実施区域面積及び配置

事業実施区域 : 約23,000㎡（「実施方針添付資料－1 事業実施区域」参照）

2 都市計画事項

(1) 都市計画区域 : 尾鷲都市計画区域

(未線引き : ごみ焼却場として都市計画決定予定)

(2) 用途地域 : 指定なし

(3) 防火地区 : 指定なし

(4) 高度地区 : 指定なし

(5) 建ぺい率 : 70%

(6) 容積率 : 200%

第5章 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、組合と事業者は、協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び事業契約中に規定する具体的措置に従う。

2 管轄裁判所

事業契約に関する紛争については、第1審ないし調停の専属的合意管轄裁判所を、津地方裁判所、津簡易裁判所、津地方裁判所熊野支部又は尾鷲簡易裁判所とする。

第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者が実施する本事業の業務内容について、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、組合は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、組合は、事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、組合は、事業契約を解除することができる。
- (3) 前2号の規定により組合が事業契約を解除した場合、事業者は、組合に生じた損害を賠償しなければならない。

2 組合の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。
- (2) 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、組合は、事業者に生じた損害を賠償する。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他組合又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、組合及び事業者は、事業継続の可否について協議する。

- (1) 設計・建設期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、組合は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、設計・建設工事請負契約を解除することができる。その場合、運營業務委託契約についても解除することができる。
- (2) 運営期間においては、組合及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、運營業務委託契約を解除することができる。

4 その他

その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

第7章 その他本事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

組合は、東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業の契約締結に当たっては、予め議会の議決を経るものとする。

2 情報提供

情報提供は、適宜、組合のホームページで行う。

3 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

4 本実施方針に関する担当部署

東紀州環境施設組合

〒519-3671

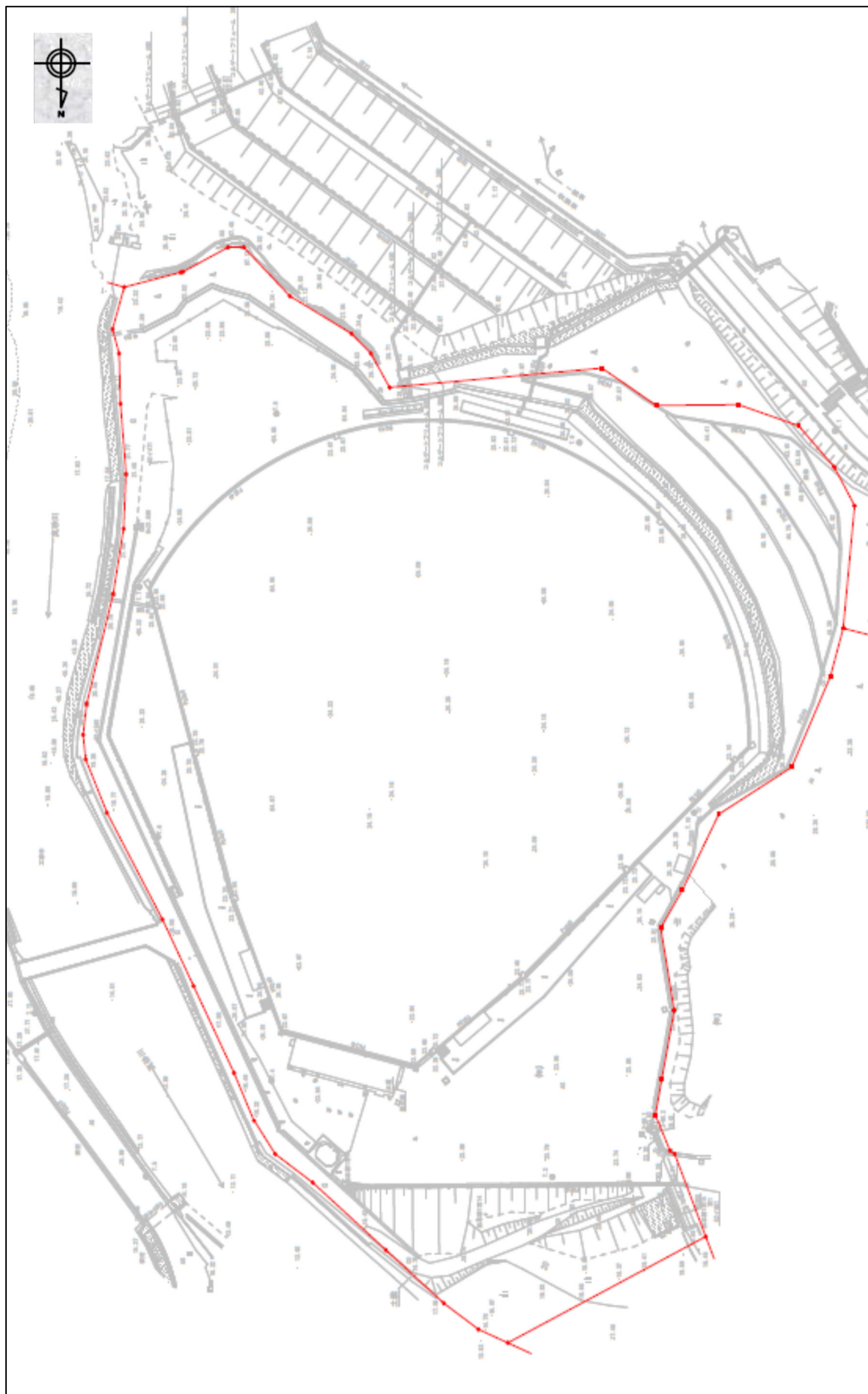
三重県尾鷲市矢浜3丁目2番3号

電話：0597-49-0080

FAX：0597-49-0081

メール：higashikishu-k5@gaea.ocn.ne.jp

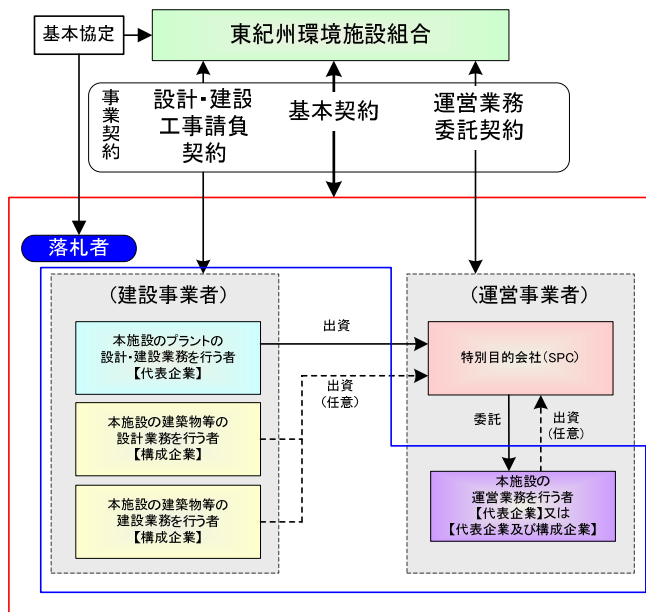
実施方針添付資料－1 事業実施区域



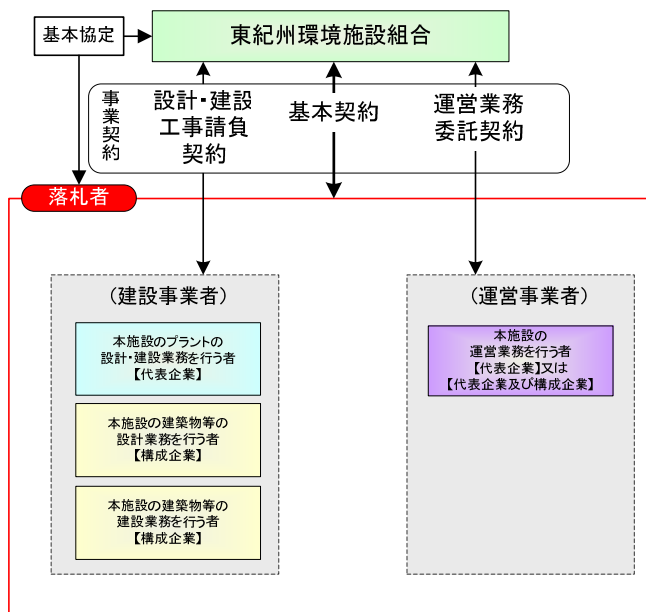
実施方針添付資料－２ 事業スキーム図（案）

スキーム図

【特別目的会社を設立する場合】



【特別目的会社を設立しない場合】



事業契約

・基本契約、設計・建設工事請負契約、運営業務委託契約

組合の支払対価

・設計・建設業務費、運営業務費

事業者の収入

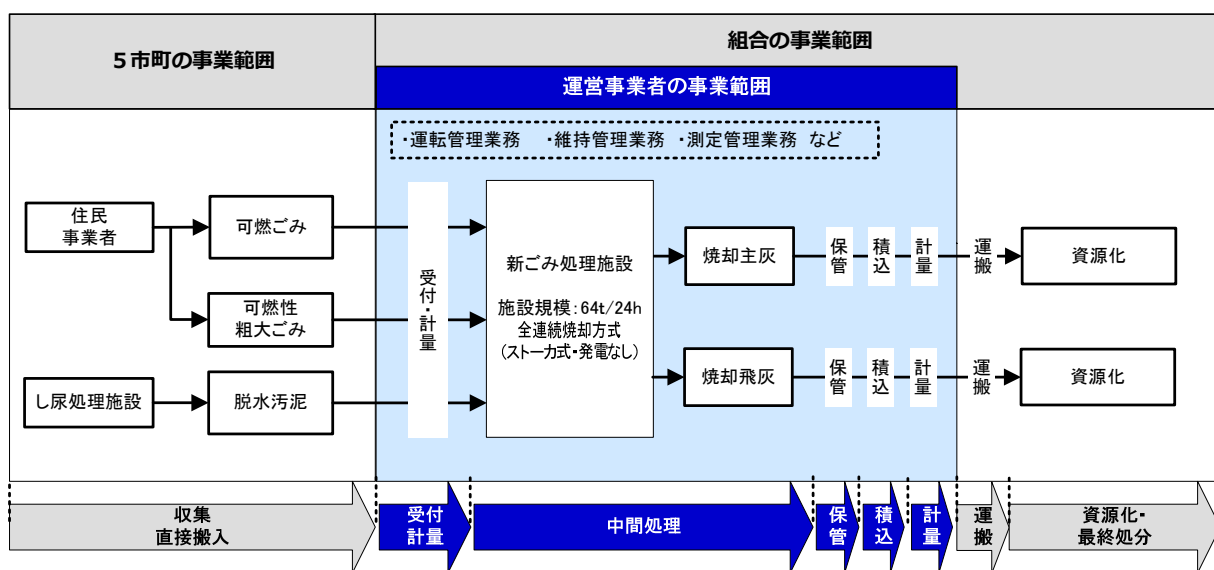
建設事業者

・組合から支払われる設計・建設業務費

運営事業者

・組合から支払われる運営業務費

実施方針添付資料－3 役割分担概念図



項目	帰属先	
	組合	事業者
ごみ処理手数料（直接搬入）	○	—

実施方針添付資料－４ リスク分担（案）

本事業のリスク分担については、次のとおりを想定している。詳細は入札説明書等において示す。

段階	リスクの種類		リスクの内容	リスク分担	
				本組合	事業者
全期間共通	募集資料リスク	(1)	事業者募集資料の誤り又は変更によるもの	○	
	周辺住民対応リスク	(2)	本事業の実施そのものについての周辺住民等の反対運動、訴訟・要望に関するもの	○	
		(3)	上記以外のもの（事業者が実施する業務に起因する住民反対運動、訴訟・要望に関するもの等）		○
	用地リスク	(4)	地中障害物、その他募集資料等から予見できない用地の瑕疵に関するもの	○	
		(5)	上記以外のもの		○
	第三者賠償リスク	(6)	事業者が実施する業務に起因して発生する事故等		○
		(7)	上記以外のもの	○	
	政治リスク	(8)	政策方針の転換、財政破綻等によるもの	○	
	許認可リスク	(9)	事業者が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの		○
	交付金リスク	(10)	事業者の事由により予定されていた交付金額が交付されない場合		○
		(11)	その他の事由により予定されていた交付金額が交付されない場合	○	
	法令変更リスク	(12)	本事業に直接関連する法令・税制の変更等によるもの	○	
		(13)	上記以外の法令・税制度の新設・変更に関するもの		○
	不可抗力リスク	(14)	天災等大規模な災害及び暴動等の予測できない事態の発生により、設計変更、事業の延期、中断もしくは契約解除等の原因となり得るもの	○	△※1
設計段階	測量・調査	(15)	本組合が実施した測量、調査に関するもの	○	
		(16)	事業者が実施した測量、調査に関するもの		○
	設計変更リスク	(17)	本組合の指示・提示条件の不備・変更による設計変更	○	
		(18)	事業者の提案内容の不備によるもの		○
	建設着工遅延リスク	(19)	本組合の事由による建設工事の着工遅延に関するもの	○	
		(20)	事業者の事由による建設工事の着工遅延に関するもの		○

【凡例】 ○：主 △：従

段階	リスクの種類		リスクの内容	リスク分担	
				本組合	事業者
建設段階	工事費増加リスク	(21)	本組合の提示条件の不備・変更に関するもの	○	
		(22)	事業者の事由によるもの		○
	物価変動リスク	(23)	物価変動（インフレ、デフレ）に伴う事業者の経費増減	○	△
	工事遅延リスク	(24)	着工後の本組合の指示等に関するもの	○	
		(25)	事業者の事由によるもの		○
	試運転・性能試験リスク	(26)	試運転・性能試験（事業者実施）に要する廃棄物の供給等に関するもの	○	
(27)		試運転・性能試験（事業者実施）の結果、契約等で規定した要求性能の不適合によるもの		○	
運営段階	物価変動リスク	(28)	物価変動（インフレ、デフレ）に伴う事業者の経費増減	○	△
	ごみ量変動リスク	(29)	施設許容量以下のごみの受け入れ		○
		(30)	施設許容量を超過するごみの処理	○	
	ごみ質変動リスク	(31)	計画ごみ質の範囲以内のごみ質変動		○
		(32)	計画ごみ質を超えるごみ質変動	○	
要求水準不適合リスク	(33)	契約で規定した要求性能の不適合によるもの（設計・建設の瑕疵によるものを含む）		○	
他	施設性能リスク	(34)	事業の終了時における施設の性能確保に関するもの		○

【凡例】 ○：主 △：従

※1：不可抗力による損害については、「東紀州環境施設組合契約に関する規則 建設工事請負契約書の条項」における第30条及び「東紀州環境施設組合契約に関する規則 設計業務等委託契約書の条項」における第29条に記載の「発注者は、（中略）請負代金額（業務委託料）の100分の1を超える額を負担しなければならない。」と同様の取扱いを想定している。